

大野城市建設工事監督業務運用基準

平成20年4月15日

(目的)

第1条 大野城市建設工事監督要綱（平成20年要綱第20号）第11条の規定により、本基準を定め、監督業務運用の適正を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号による。

(1) 監督 契約図書における発注者の責務を適切に遂行するために、工事施工状況の確認及び把握等を行い、契約の適正な履行を確保する業務をいう。

(2) 監督の方法 監督行為（指示、承諾、協議、通知、受理、確認立会、検査、調整）を総称していう。

ア 指示 監督職員が請負者に対し、工事の施工上必要な事項について原則として書面（指示書等）をもって示し、実施させることをいう。

イ 承諾 契約図書で明示した事項について、発注者又は監督職員が書面により同意することをいう。

ウ 協議 書面による契約図書の協議事項について、発注者と請負者が対等の立場で合議することをいう。

エ 通知 監督職員が請負者に対し、工事の施工に関する事項について書面をもって知らせることをいう。

オ 受理 契約図書に基づき、請負者の責任において監督職員に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。

カ 確認 契約図書で明示した事項について、監督職員が臨場し又は請負者から提出された資料の内容を照査し、契約図書との適合を確かめ、請負者に対して認めることをいう。

キ 立会 契約図書に示された施工等の段階において、監督職員が臨場し施工等の内容を確認することをいう。

ただし、やむを得ず立会えない場合はその旨を請負者に通知し、必要な工事写真等の記録を整備提出させ、内容を検討し把握して立

会にかえるものとする。

ク 検査 契約図書に示された施工等の段階及び材料について、所定の出来形及び品質を確保するために、請負者の測定結果に基づき監督職員が出来形、品質、規格、数量を確認することをいう。

なお、この場合、請負者が実施した測定結果のうち代表となる部分を、抽出して行うことができるものとする。

また、請負者のその合否の判定は、監督職員が行うものとする。

ただし、臨場検査をするものとしたもので、やむを得ず臨場検査ができない場合は、その旨を請負者に通知し、監督職員の指示する必要な工事写真等の記録を整備提出させ、書面による検査を行うものとする。

ケ 調整 監督職員が関連する工事等との間で、工程等について相互に支障がないよう協議し、必要事項を請負者に対し指示することをいう。

(監督業務の実施)

第3条 監督職員は、別表の各項目について技術的に十分検討のうえ、契約担当部署等と連携を図り監督業務を実施するものとする。

附 則

この基準は、平成20年5月1日（以下「施行日」という。）から施行し、施行の日以後に契約する工事について適用する。

別表（第3条関係）

（監督業務の実施）

項 目	業 務 内 容	関連条項
1. 契約の履行の確保 (1)契約図書の内容把握 (2)施工計画書の受理 (3)契約図書に基づく 指示、承諾内容の把握 (4)条件変更に係る調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事請負契約書、図面、仕様書、現場説明書、質問回答書等を把握する。 ・ 設計図書に基づいて請負者から提出された施工計画書の内容を把握する。 ・ 契約図書に明示した指示、承諾、協議等（詳細図等の作成を含む）を適切に行う。 ・ 契約書第18条第1項の第1号から第5号指示、確認等までの事実を発見したとき又は、請負者から事実の確認を求められたときは、直ちに調査を行いその内容を確認し、検討する。 ・ 前項の調査結果に基づいて、請負者に指示又は通知する。 <p>なお、特に重要な変更等が伴う場合は、あらかじめ契約担当者へ報告する。</p>	共仕 1-1-5 建共 1-2-2 契 第9条 契 第18条
2. 出来形及び品質に関する監督		
(1) 工事材料の検査等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設計図書において、監督職員の試験若しくは検査を受けて使用すべきものと指定された工事材料又は、監督職員の立会のうえ調合し又は割合について見本検査を受けるものと指定された材料の試験、検査の立会を行う。 	契 第13条 契 第14条
(2) 工事施工の立会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設計図書において監督職員の立会のうえ施工するものと指定された段階において立会を行う。 	契 第14条
(3) 施工管理に係る状況確認	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設計図書に示された施工段階において、施工管理に係る施工管理基準及び品質管理基準等と工事目的物とを照合し、確認を行う。 	契 第14条
(4) 改造請求及び破壊検査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事の施工が設計図書に適合しない事実を発見した場合で、必要があると認められるときは改造の指示を行う。 ・ 契約書第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合又は工事の施工が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認めら 	契 第17条

<p>(5) 支給材料及び貸与品の検査、引渡し</p>	<p>れるときは、工事の施工部分を破壊して検査する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給材料及び貸与品については、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡等については、設計図書の定めによる。 	<p>契 第 15 条</p>
<p>3. 工程に関する監督</p>		
<p>(1) 関連工事との調整</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・関連する 2 以上の工事が施工上密接に関連する場合は、必要に応じて調整を行う。 	<p>契 第 2 条</p>
<p>(2) 工程の把握及び工事促進の指示</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・請負者からの履行報告に基づき、工程を把握し必要に応じて工事促進の指示を行う。 	<p>契 第 11 条</p>
<p>4. 契約担当者への報告</p>		
<p>(1) 工事の中止及び工期の検討及び報告</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・工事の全部若しくは一部の施工を一時中止する必要があると認められるときは、中止期間を検討し、契約担当者へ報告をする。 	<p>契 第 11 条 契 第 20 条</p>
<p>(2) 一般的損害の調査及び報告</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・請負者から工期延長の申し出があつた場合はその理由を検討し契約担当者へ報告する。 	<p>契 第 21 条</p>
<p>(2) 一般的損害の調査及び報告</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一般的損害について請負者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し発注者の責に帰する理由及び損害額の請求内容を審査し、契約担当者へ報告する。 	<p>契 第 27 条</p>
<p>(3) 天災その他の不可抗力による工事出来形部分等の損害の調査報告</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・天災その他の不可抗力による損害について、請負者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、確認結果を契約担当者へ報告する。 	<p>契 第 29 条</p>
<p>(3) 天災その他の不可抗力による工事出来形部分等の損害の調査報告</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・損害額の負担請求内容を審査し、契約担当者へ報告する。 	<p>契 第 29 条</p>
<p>(4) 第三者に及ぼした損害の調査及び報告</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・工事の執行に伴い、第三者へ損害を及ぼしたときは、その原因、損害の状況等を調査し発注者が損害を賠償しなければならないと認められる場合は、契約担当者へ報告する。 	<p>契 第 28 条</p>
<p>(5) 部分払（出来形）請求時の出来形の審査及び報告</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・部分払（出来形）請求があつた場合は、出来高調書を作成し、審査のうえ契約担当者へ報告する。 	<p>契 第 37 条</p>
<p>(6) 工事関係者に関する損害請求</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現場代理人がその職務の遂行につき、著しく不相当と認められる場合及び主任技術者若しくは 	<p>契 第 12 条</p>

<p>(7)契約解除に関する必要書類の作成及び措置又は報告</p>	<p>監理技術者又は専門技術者、下請負人等が工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められる場合は、その理由を明示した書面により、措置請求をし、契約担当者へ報告をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約書第 46 条第 1 項及び第 48 条第 1 項に基づき契約を解除する必要があると認められる場合は、契約担当者による措置請求を行う。 ・請負者から契約の解除の通知を受けたときは、契約解除要件を確認し、契約担当者へ報告する。 ・契約が解除された場合は、出来高調書を作成し契約担当者へ報告する。 	<p>契 第 46 条 ～ 第 48 条 契 第 48 条 契 第 49 条</p>
<p>5. その他</p>		
<p>(1)建設業退職金共済制度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の普及徹底に伴う各種書類を確認する。 	<p>共仕 1-1-43</p>
<p>(2)保安帽等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・監督職員は、工事の現場で監督の業務に従事するときは、保安帽及び労働安全上支障とならない服装を着用しなければならない。 	<p>共仕 1-1-18</p>
<p>(3)現場発生品の処理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・工事現場における発生品は、品質、規格、数量等を確認し、その処理方法を指示する。 	<p>契 第 26 条</p>
<p>(4)臨機の措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害防止その他の工事施工上、特に必要とみとめられるときは、請負者に対して臨機の措置を求める。 	<p>共仕 1-1-31</p>
<p>(5)事故等に対する措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事故等が発生したときは、速やかに状況を調査し、契約担当者へ報告する。 	<p>検査第 8 条</p>
<p>(6)工事成績の評定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・総括監督員、主任監督員及び監督員は、工事完成のとき大野城市検査要綱に基づき工事の成績評定を行う。 	<p>検査第 7 条</p>
<p>(7)工事完成検査の立会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・工事の完成、出来形、中間の各検査時は原則として総括監督員、主任監督員及び監督員等が立会う。 	

(注) 関連条項とは関係図書条項をいう。

「契」は工事請負契約書

「共仕」は福岡県土木工事共通仕様書

「建共」は建設工事共通仕様書

「検査」は大野城市建設工事検査要綱